

《議案第18号》

令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)

(福祉教育委員会付託分)

6月定例会
ピックアップ
pick up

全会一致
可決

児童生徒が使用するタブレット端末を既に導入済みの端末を除く、小学校2896台、中学校1703台、合計4599台を導入

◆補正予算の内容

国の推進する「GIGAスクール構想の実現」に向けた、児童生徒1人1台の端末整備に関しては、当初、令和5年度までの整備計画であったが、新型コロナウイルス感染症に伴う学習対策として、国の事業の前倒しに対応して、児童生徒が使用するタブレット端末を年度内に導入する。

また、本年度に各学校内の通信環境整備の工事を進め、令和3年度に「検索サイトを活用した調べ学習やデジタル教材の活用」などを行う。

◆委員会Q&A

Q タブレットはどの機種を購入する予定か。

A 機種はアイパッドとクロームを考えているが、県で共同調達の話があるため、市単独で購入するのか、共同調達か検討している。

Q 授業ではどのように使うのか。

A 今年度整備して、来年度から使用することになる。調べ学習での活用や、デジタル教材を用いて学習の進捗状況を可視化することで、教員

の指導に活かすことを考えている。

Q 県との共同調達だと安くなるのか。

A 県と共同購入すると、1機種に絞られると思われるが、市としては小学校ではアイパッド、中学校ではクロームの購入を考えている。国の事業前倒しの影響により、どの業者も国の補助額の上限である45000円に収めてくると見込んでいることもあり、ソフトの内容で判断するつもりでいる。

Q タブレットは自宅でも使うのか。

A 基本はタブレットのセキュリティを担保して、学校内で使用することを想定しているが、今後の状況によって、自宅での使用に広がる可能性もある。

Q 小学校と中学校で機種が違う理由は何か。

A 小学校では主に調べ学習に活用し、中学校ではグループワークで意見をまとめること等に活用することを想定しているため、それぞれの学習に使いやすいものを選定したいと考えている。

《議案第9号》

都市計画法による地区計画等の案の作成 手続に関する条例の一部を改正する条例

(産業建設委員会付託)

6月定例会
ピックアップ
pick up

全会一致
可決

地域住民主体のまちづくりを進め、特に農山村集落の地域コミュニティ維持及び活性化を図るために、必要な改正を行う。

◆概要

まちづくりを主体的に行う地域住民から地区計画等に関する申し出を行えるようにした。

また、地区計画の申し出があったときは、都市計画審議会を開催し、意見を聞くことができるようにした。

◆委員会Q&A

Q 条例案の「第4条第2項」に規定している、土地所有者と建物所有者の3分の2以上の同意は誰がとるのか。

A 地区計画を提案する地域住民が主体となり、地区計画のエリアに関わる土地所有者及び建物所有者から同意を得て、市へ地区計画案を提出する。

Q 県内の線引き都市は、既に市街地調整区域の人口維持に向けた取り組みを行っているということだが、

どのような手法を活用しているのか。

A 松本市などは都市計画法第34条第11号の区域指定を行っている。既存集落で、50戸以上の建物が連続している区域や市街化区域に隣接しているといった条件のもと設定されるが思うように開発が進まず、人口維持や地域コミュニティの維持には即効性がないと伺っている。

Q 今回の地区計画にはどういった利点があるのか。

A 本市が考えている地区計画は、住民主体で計画を作り、即効性のある開発が確実に行われることにより、集落の人口維持につながるかと考えている。

